

那 霸 市 公 報

第 1 4 5 1 号
毎月 2 回 1 , 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課)	854
個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課)	854
個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課)	854
個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課)	855

公 告

住民票の職権消除の公示について (市民課)	855
平成 19 年度那覇市役所本庁舎及び新都心銘苅庁舎の管理に関する各種業務委託指名競争入札参加資格者登録申請受付について (管財課)	855

上下水道局規程

那覇市上下水道局の組織の改正に伴う関係規程の整備に関する規程	858
--------------------------------	-----

上下水道局告示

那覇市排水設備指定工事店の異動について	862
---------------------	-----

選挙管理委員会告示

選挙人名簿の縦覧場所について	863
在外選挙人名簿の縦覧場所について	863
農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	864

告 示

那覇市告示第110号
平成19年1月23日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第111号
平成19年1月23日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第113号
平成19年1月26日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第114号
平成19年1月30日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

公 告

那覇市公告第147号
平成19年1月25日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市公告第153号
平成19年2月6日
掲 示 済

平成19年度那覇市役所本庁舎及び新都心銘苅庁舎の管理に関する各種業務委託指名競争入札参加資格者登録申請受付について

平成 19 年度那覇市役所本庁舎及び新都心銘苅庁舎の管理に関する各種業務委託指名競争入札参加資格者登録申請受付を下記のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 指名競争入札参加資格要件
下記：表1のとおり
- 2 受付期間
平成 19 年 2 月 16 日（金）～同年 2 月 28 日（水）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（正午～午後 1 時を除く）
- 3 申請書類の配付期間
平成 19 年 2 月 9 日（金）から
- 4 受付及び申請書類の配布方法
受付：那覇市総務部 管財課（電話 862 - 9904）
配布方法：総務部管財課（那覇市役所 4 階）及び那覇市のホームページ
(<http://www.city.naha.okinawa.jp>)からもダウンロードできます。

表 1 各業務委託の指名競争入札参加資格要件

委託番号	業務委託件名	指名競争入札参加資格要件
1	那覇市役所本庁舎 電力設備保守 点検業務委託	(1) 過去 2 年間に次の(A)(B)を満たす業務の請負実績があること。 (A) 建物の電力設備の月次点検及び精密点検業務 (B) 保守対象に次の から を含む業務 受電及び変電設備（高圧機器全般） 高圧電線路全般 高圧回路に付帯する設備機器 配電盤に接続している低圧回路全般 非常用発電機 (2) 過去 2 年間に電気主任技術者外部委託制度(電気事業法施行規則第 52 条第 2 項)の請負歴があること。 (3) 営利法人の場合、那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気工事」に登録されていること。
2	那覇市役所本庁舎 昇降機保守業務委託	(1) 過去 2 年間に建物の昇降機の月次点検及び異状発生時の随時対応業務の請負実績があること。 (2) 昇降機検査資格者資格を有する従業員が 5 人以上いること。 (3) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「機械器具設置工事」に登録されていること。

(表1つづく)

(表1つづき)

委託 番号	業 務 委 託 件 名	指 名 競 争 入 札 参 加 資 格 要 件
3	那覇市役所本庁舎 ターボ式冷房機 保守業務委託	(1) 過去2年間に建物の冷房設備に関する次の(A)～(C)の内容を含む業務の請負実績があること。 (A) 冷房使用期間開始前の点検、運転調整 (B) 冷房使用期間中の月次点検及び異状発生時の随時対応 (C) 冷房期間終了後の点検調整保存 (2) 従業員が5人以上であること。 (3) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」に登録されていること。
4	那覇市役所本庁舎 パッケージ型冷房機 保守業務委託	委託番号3に同じ
5	那覇市役所本庁舎 消防用設備 保守点検業務委託	(1) 過去2年間に次の(A)(B)を満たす業務の請負実績があること。 (A) 消防法施行規則に基づく消防用設備等の定期点検 (B) 消防用設備等の作動または異状発生時の随時対応 (2) 従業員に次の者がいること(重複可)。 ・ 甲種消防設備士第1類、第3類、第4類それぞれ1人以上 ・ 乙種消防設備士第6類1人以上 ・ 第1種消防設備点検資格者5人以上 ・ 第2種消防設備点検資格者5人以上 (3) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「消防施設工事」に登録されていること。
6	那覇市役所本庁舎等 施設管理業務委託	(1) 過去2年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。 (2) 従業員に次の者がいること。 ・ 第1種電気工事士1人以上 ・ 第1種～第3種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者1人以上 ・ 熟練された大工技能を有する者1人以上 (3) 次のいずれかに登録されていること。 ・ 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気工事」 ・ 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」 ・ 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加資格者名簿 (4) 制服制度があること。

(表1つづく)

(表1つづき)

委託 番号	業 務 委 託 件 名	指 名 競 争 入 札 参 加 資 格 要 件
7	新都心銘苅庁舎 施設管理業務委託	(1) 過去2年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。 (2) 従業員に次の者がいること。 ・ 第1種電気工事士1人以上 ・ 第1種～第3種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者1人以上 (3) 次のいずれかに登録されていること。 ・ 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気工事」 ・ 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」 ・ 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加資格者名簿 (4) 制服制度があること。

いずれも平成19年度1年間の業務委託です。

表中の「過去2年間」とは平成17年初から平成18年末までのことです。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第1号

平成19年1月29日

公 布 済

那覇市上下水道局の組織の改正に伴う関係規程の整備に関する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局の組織の改正に伴う関係規程の整備に関する規程

(那覇市上下水道局統計事務に関する規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局統計事務に関する規程(1967年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表配水課の項中「2 量水器維持管理状況」を削り、4を2とし、5から
3 給水装置工事統計月報」

8までを2ずつ繰り上げ、同表工務課の項の次に次のように加える。

給排水設備課

1 量水器維持管理状況

2 給水装置工事統計月報

(那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部改正)

第2条 那覇市水道事業及び下水道事業会計規程(1968年那覇市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第3項中「配水課長」を「給排水設備課長」に、「配水課給水工事係長」を「給排水設備課給水工事係長」に改める。

第4条第3項中「配水課」を「給排水設備課」に改め、同条第4項中「配水課長」を「給排水設備課長」に、「配水課給水工事係長」を「給排水設備課給水工事係長」に改める。

(那覇市上下水道局分課規程の一部改正)

第3条 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、室」を削り、「給水工事係」を「水質係」に、「排水設備係」を「水質係」に改め、同条に次のように加える。

給排水設備課

給水工事係

排水設備係

第6条配水課の項中(5)から(7)までを削り、(8)を(5)とし、(9)を(6)とし、(10)を(7)とし、同条下水道課の項中(1)から(7)までを削り、(8)を(1)とし、(9)から(11)までを7ずつ繰り上げ、(12)を削り、(13)を(5)とし、(14)から(16)までを8ずつ繰り上げ、(17)を削り、(18)を(9)とし、(19)から(22)までを9ずつ繰り上げ、同条契約検査課の項の次に次のように加える。

給排水設備課

- (1) 給水装置に関すること。
- (2) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (3) 量水器の維持管理に関すること。
- (4) 下水道使用の開始受付に関すること。
- (5) 排水設備工事に関すること。
- (6) 排水設備指定工事店及び責任技術者に関すること。
- (7) 事業場から下水道に排除される水の水質管理に関すること。
- (8) 下水道の供用開始に関すること。
- (9) 下水道接続の普及指導に関すること。
- (10) 水洗便所改造等の補助及び資金貸付けに関すること。
- (11) 再生水利用申請の受付に関すること。
- (12) 再生水事業の施設の維持管理に関すること。

(那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正)

第4条 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程(昭和54年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「配水課長」を「給排水設備課長」に改め、「又は企画経営課技幹」を削り、「配水課配水係長 配水課給水工事係長」を「給排水設備課給水工事係長 配水課配水係長」に改める。

第9条中「配水課」を「給排水設備課」に改める。

(那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部改正)

第5条 那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程(昭和55年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び契約検査課」を「、契約検査課及び給排水設備課」に改める。

(那覇市上下水道局事務決裁規程の一部改正)

第6条 那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第3個別専決事項配水課に関する事項の項中1号から6号までを削り、7号を1号とし、同表下水道課に関する事項の項中1号から5号までを削り、6号を1号とし、7号を2号とし、8号を3号とし、同表契約検査課に関する事項の項の次に次のように加える。

給排水設備課に関する事項

号	事 項	専 決 区 分			
		部長	副部長	課長	係長
1	指定給水装置工事事業者の指定に関する事 こと。				
2	給水工事台帳の整備及び保管に関する事 こと。				
3	給水工事の設計審査、材質検査及び工事検査 に関する事 こと。				
4	給水工事の申込みその他給水工事に関する届 出に関する事 こと。				
5	水道使用者等へのメーターの貸与に関する事 こと。				
6	水道メーターの亡失又は損傷による損害賠償 に関する事 こと。				
7	排水設備指定工事店の指定に関する事 こと。				
8	責任技術者試験の免除並びに責任技術者の資 格の停止及び取消に係る下水道協会への申請 に関する事 こと。				
9	水洗便所改造等資金貸付けに関する事 こと。				
10	排水設備工事計画の承認に関する事 こと。				
11	排水設備工事の検査に関する事 こと。				

(那覇市水道給水条例施行規程の一部改正)

第7条 那覇市水道給水条例施行規程(平成10年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(第4条関係)及び第1号様式の2(第4条関係)中「配水課給水工事係」を「給排水設備課給水工事係」に改める。

(那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部改正)

第8条 那覇市上下水道局行政財産使用料規程(平成11年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中水質試験所の項を削る。

(那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第9条 那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程(平成17年那覇市上下水道局

規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「水道局」を「上下水道局」に改め、

「 垣花ポンプ場 6.6KV を「 垣花ポンプ場 6.6KV」に改める。

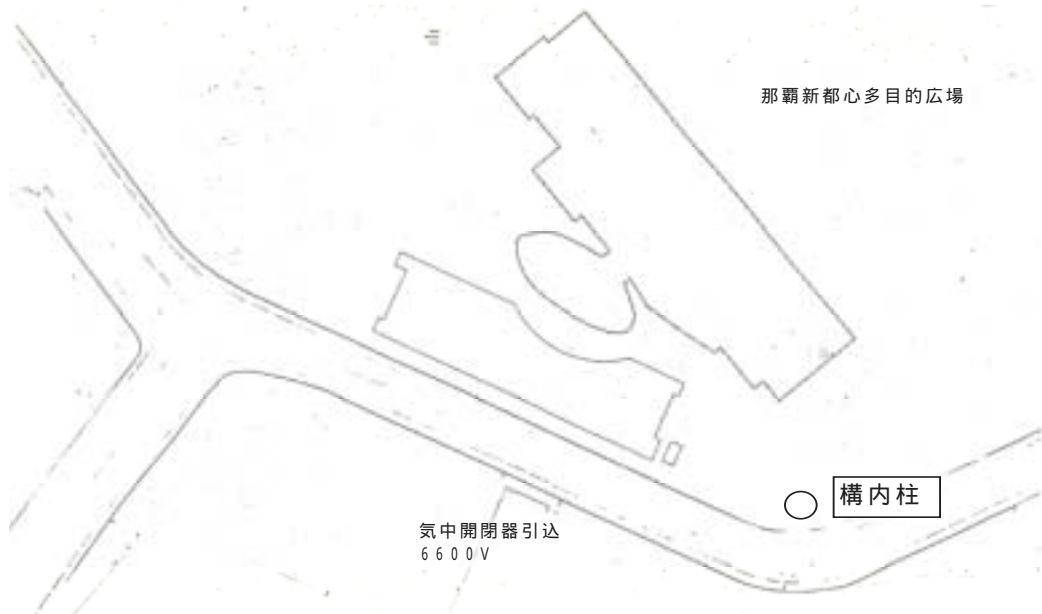
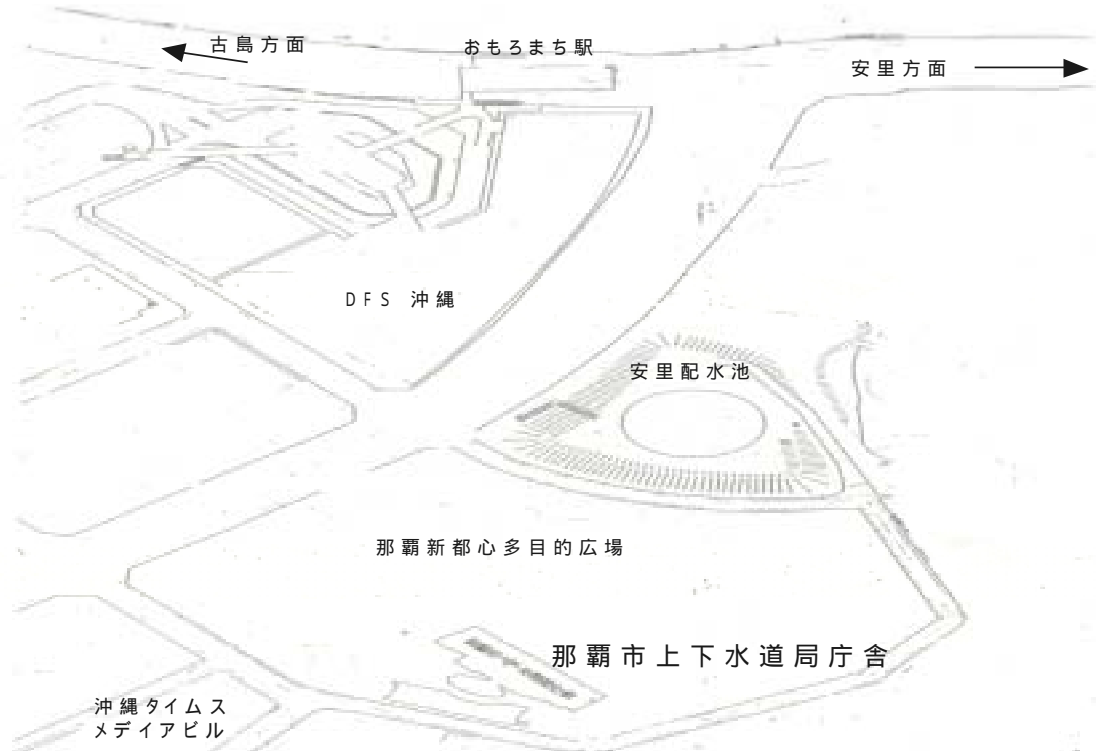
水質試験場 6.6KV

集中監視センター 100/200V

200V 」

別図1を次のように改める。

別図1



別図第5及び別図第6を削り、別図第7を別図第5とし、別図第8を別図第6とする。

付 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第29号

平成19年1月19日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

指定(登録)番号 第 175号
指定工事店名 有限会社 丸宮産業
営業所所在地 那覇市字古波蔵396番地の3
代表者名 宮城 久季
指定の有効期間 平成14年11月 1日
平成19年 3月31日
異動年月日 平成18年11月14日
異動事由 代表者の変更

指定(登録)番号 第 384号
指定工事店名 モリ建設備
営業所所在地 那覇市首里山川町2丁目65番地2
代表者名 西平 守弥
指定の有効期間 平成17年11月28日
平成22年 3月31日
異動年月日 平成19年 1月18日
異動事由 代表者の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第42号
平成19年2月15日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定により、平成19年3月3日(土)から同年3月7日(水)まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第43号
平成19年2月15日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第2項の規定により、平成19年3月3日から平成19年3月7日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第44号
平成19年2月15日

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条に基づき準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定により平成19年1月1日現在で調製する農業委員会委員選挙人名簿を、平成19年2月23日から同年3月9日まで縦覧に供する場所は次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局